

学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

福島県立相馬農業高等学校

1 はじめに

福島県立相馬農業高等学校（以下「本校」という。）は、心身ともに健全で、**地域に貢献できる人材の育成**を目指しており、農業実習をはじめとする日々の学習活動はもとより、伝統芸能など特色ある学校行事を通じて、**他者を尊重する心や協働する態度**を育み、実践的な教育活動を念頭に取り組みを進めている。

このため、本校ではいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年度3月14日改定）以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

3 基本方針

(1) いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

いじめの定義への理解を深め、本校生徒の尊厳の保持に努める。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

(2) いじめに対する基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断については、次の3点を踏まえる。

- ① いじめられた生徒の立場に立つ。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努める。
- ③ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。

「物理的な影響」について、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であるが、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。加害行為を行った生徒の成長支援という観点も踏まえつつ、状況等によっては柔軟な対処も可能であることに留意する。

具体的ないじめの様態については、次のような例があることを踏まえ、生徒にも周知を図る。

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる。
遊びやチームに入れない。席を離される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される（肩パン等の遊び感覚のものも含む）。
遊びと称して対象の生徒が技をかけられる。

⑤ 金品をたかられる。

恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。

⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
靴に画鋲やガムを入れられる。携帯電話等を他人に無理やり使われる。

⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。

笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。

衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりされる。

⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされる。

動画配信など嫌なことをされる。

ツイッターやLINEを介して、誹謗や中傷の情報が載せられる。

いたずらや脅迫のメールが送られる。

SNSのグループから故意に外される。

自分のIDから、なりすましの投稿をされる。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名 称

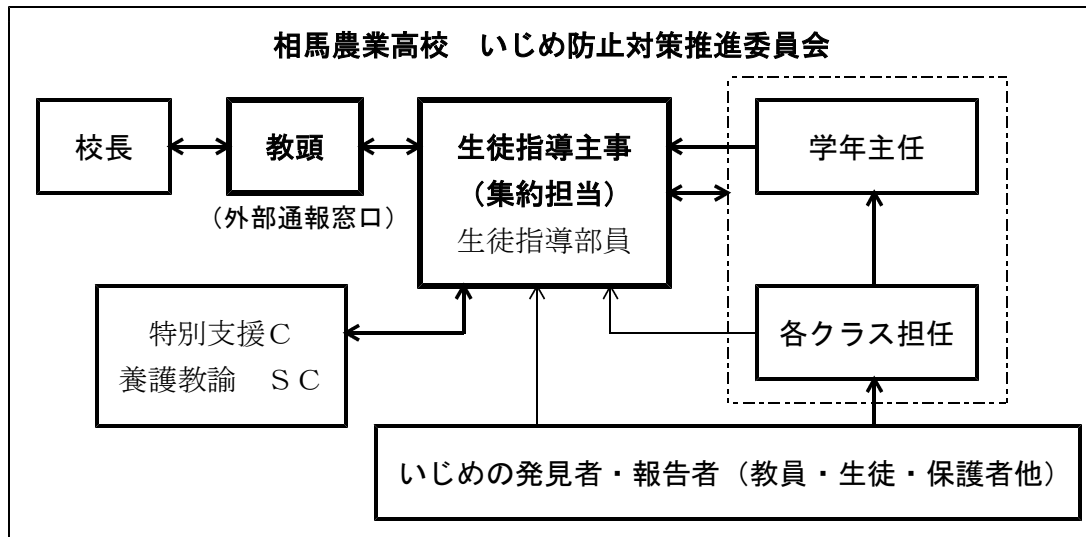
「いじめ防止対策推進委員会」

② 構成員

教頭、生徒指導部、各担任、養護教諭、特別支援コーディネーター
(スクールカウンセラー)

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正、校内研修の検討
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）



（４）いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、**全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実**を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、**居場所づくりや絆づくり**をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ **保護者及び地域**に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

（５）いじめの早期発見のための取組

① 教育相談体制の充実

相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

「ふくしま２４時間子どもＳＯＳ（県教委）」、「ふくしま子どもＬＩＮＥ相談（県教委）」などの相談機関の周知を図る。

② アンケートの実施

毎学期、アンケートを実施し実態把握に努める。

- ③ 生徒に関する情報については**教員同士の共有化を図る**とともに、必要に応じて**保護者と連携**しながらその対応に当たる。

(6) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

- ・ 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・ 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた**生徒の安全を確保**する。
- ・ 発見、通報を受けた**教職員は一人で抱え込まず**、速やかに集約担当、管理職に報告し、いじめ防止対策推進委員会等で情報共有する。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、**警察署に相談または通報**する。

③ いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・ 生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「**秘密を守ること**」をはっきりと伝える。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で**速やかに保護者に伝える**（即日対応）。
- ・ 生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・ 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する（解消の目安は、3ヶ月間いじめの行為がやんでいること）。

④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ 生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、**事実に対する保護者の理解**を得る。

- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならぬという態度を育む。

⑥ ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

⑦ 重大事態発生時の対応

○ いじめによる重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 重大事態の報告について

重大事態が発生した場合、校長は県教育委員会に迅速に報告するとともに、基本調査を行う。

○ 重大事態の調査について

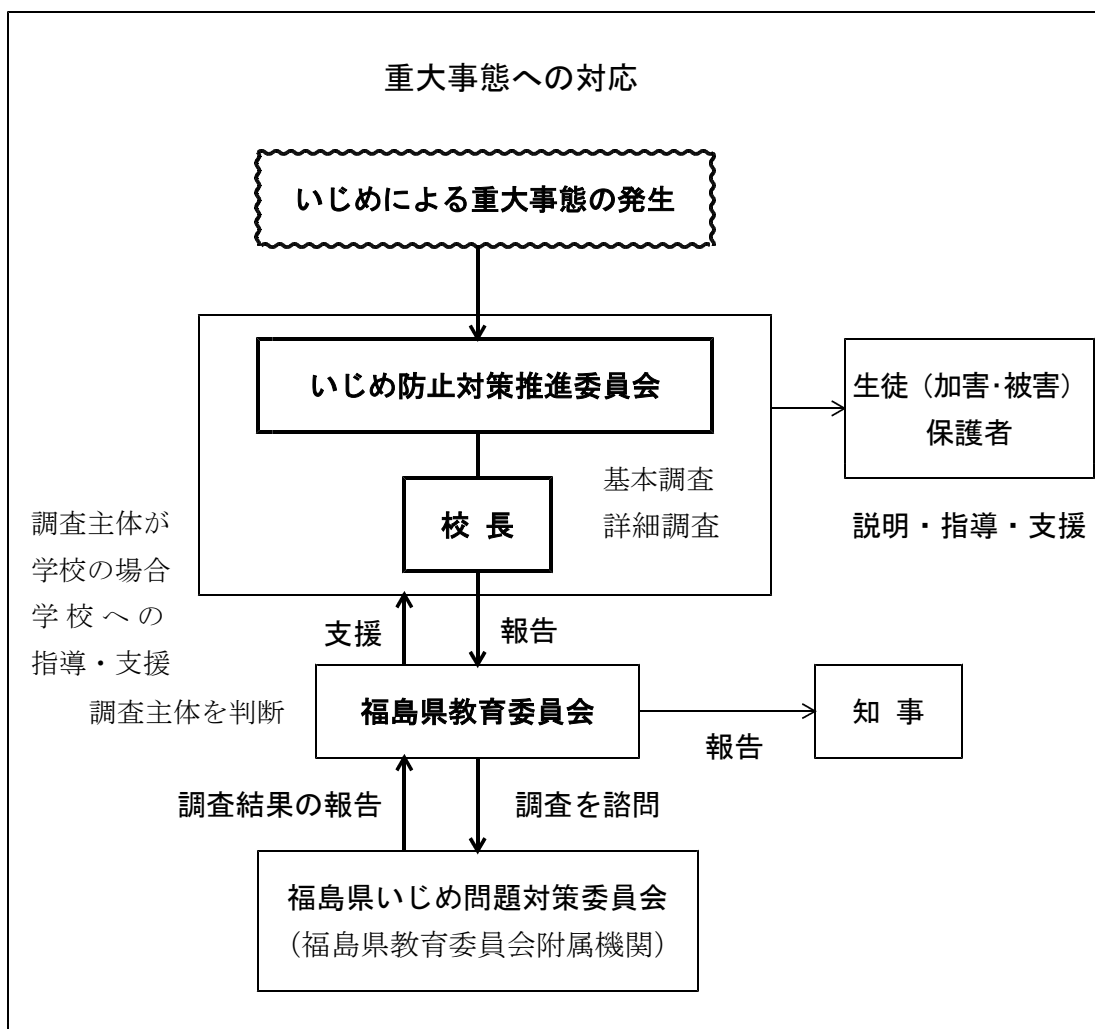
ア 重大事態が発生した場合、学校は事実を真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート、聞き取り等を行い事実関係を把握するよう努める（基本調査）。

イ 学校は、基本調査の結果を県教育委員会に速やかに提出する。

ウ 調査の過程で、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

エ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

オ 県教育委員会は、基本調査結果報告を受け、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するものからなる福島県いじめ問題対策委員会による調査を実施する場合がある（詳細調査）。



4 年間実施計画

月	生徒指導計画 ・関係行事	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修計画	いじめ防止の ための会議等 (情報交換会)	評価計画
4月	全校集会 学年集会 PTA総会	カウンセリング (1学年全生徒) ～10月 〔スクールカウンセラー対応〕		第1回いじめ防 止対策会議 ・情報交換会 ・特別支援委員会	計画・目標の 作成と提示
5月		面接週間 〔クラス担任対応〕 いじめに関する アンケート① ・事後面談	校内研修1 未然防止と 早期発見	情報交換会 (指導部と担任)	
6月					
7月	全校集会 学年集会 三者面談	いじめに関する アンケート② ・事後面談	県いじめ問題 調査委員会調 査結果報告書 教員回覧 (～8月)	第2回いじめ防 止対策会議 ・情報交換会 ・特別支援委員会	
8月	全校集会	面接週間 〔クラス担任対応〕			
9月		いじめに関する アンケート③ ・事後面談		情報交換会 (指導部と担任)	中間評価
10月					取組状況中間 報告
11月		いじめに関する アンケート④ ・事後面談	校内研修2 事例に対する グループ協議	情報交換会 (指導部と担任)	
12月	全校集会				
1月	全校集会			第3回いじめ防 止対策会議 ・情報交換会 ・特別支援委員会	
2月		いじめに関する アンケート⑤ ・事後面談		情報交換会 (指導部と担任)	
3月					年間評価報告

※ いじめ防止対策会議：いじめ防止対策推進委員会定例会

- 年間を通じて、いじめ問題に対する対応を検討し実施する。また、各生徒向けの講話等の内容については、警察を始め、各関係機関と連携を図りながら柔軟に対応していく。

5 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。
- (3) 取組状況について、県教育委員会への10月末、年度末の報告を踏まえる。
- (4) 年度始め、PTA総会等の場にて、いじめの認知件数及び対応状況について、保護者、地域、生徒に周知を図る。